



平成28年5月19日

各位

会社名 伊藤忠エネクス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 岡田 賢二  
(コード：8133 東証一部)  
問合せ先 調査広報部長 大庭 俊介  
(TEL：03-6327-8003)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月22日開催予定の当社第56回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社の事業内容の多様化に対応するため、第2条に定める目的の追加を行うものであります。
- (2) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材を招聘することを容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第20条第2項(取締役の責任免除)および定款第27条第2項(監査役の責任免除)の規程を変更するものであります。

なお、定款第20条第2項の定款変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2条（目的） 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～25. &lt;条文省略&gt; &lt;新設&gt;</p> <p>26.～40. &lt;条文省略&gt;</p> <p>第20条（取締役の責任免除） &lt;条文省略&gt;</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、当該<u>社外取締役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令で定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第27条（監査役の責任免除） &lt;条文省略&gt;</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、当該<u>社外監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令で定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>第2条（目的） 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～25. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>26.<u>電気通信事業法に基づく電気通信事業および通信 関連役務の提供ならびにそれらに付随する事業のリース業および斡旋。</u></p> <p>27.～41.&lt;現行どおり&gt;</p> <p>第20条（取締役の責任免除） &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）</u>との間で、当該<u>取締役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令で定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第27条（監査役の責任免除） &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 当社は、<u>監査役</u>との間で、当該<u>監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令で定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p>

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2016年（平成28年）6月22日

定款変更の効力発生日 2016年（平成28年）6月22日

以上